○文部科学省告示第百十七号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（彫刻の部）

上欄			下欄		
名称及び員数		指定告示	名称及び員数		所有者	所有者の住所
銅造阿弥陀如来及脇侍像（康勝作（所在金堂））	二軀	明治三十二年内務省告示第八十八号、平成二十一年文部科学省告示第百二号	銅造阿弥陀如来及脇侍像（康勝作（所在金堂））	二軀	宗教法人法隆寺	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺山内一―一
光背に貞永元年八月、大勧進僧観俊、大仏師法橋康勝、銅工平国友等の銘がある			光背に貞永元年八月、大勧進僧観俊、大仏師法橋康勝、銅工平国友等の銘がある			
附像内納入品			附像内納入品			
一、万坏供養摺札	二百二十五枚		一、万坏供養摺札	三百二十五枚		
一、阿弥陀如来及両脇侍摺仏	百一枚		一、阿弥陀如来及両脇侍摺仏	百三枚		

○文部科学省告示第百十八号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（歴史資料の部）

上欄			下欄		
名称及び員数		指定告示	名称及び員数		所有者	所有者の住所
岩倉具視関係資料		平成十二年文部省告示第百二十号	岩倉具視関係資料		京都市（京都市歴史資料館保管）	京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町四八八
一、書状、記録、詠草類	四十七点		一、書状、記録、詠草類	四十七点		
一、遺品類	三十一点		一、遺品類	三十点		
一、伝記編纂関係資料	九百三十三点		一、伝記編纂関係資料	九百四十一点		

○文化庁告示第四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として宗教法人延暦寺を指定する。

平成二十五年六月十九日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　河村　潤子

（工芸品の部）

名称及び員数		指定告示	所有者	所有者の住所
葛川明王院御正体		平成二十五年文部科学省告示第百十一号	宗教法人明王院	滋賀県大津市葛川坊村町一五五
一、不動明王及二童子像	五面			
内四面の各裏面に明徳三年、明徳四年、応永三年、応永十三年の墨書銘、一面の表に応永二年の刻銘がある				
一、宝塔	一面			
裏面に文安四年の墨書銘がある				
附　御正体				
内一面の裏面に明徳四年の墨書銘がある	五面			

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）（配送料別）